

## 春日井市教育委員会の後援等に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、教育・文化・芸術・スポーツ等の振興を図るため、春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業に対する後援と作品に対する推薦（以下「後援等」という。）をする場合の取扱いについて必要な事項を定める。

### (区分)

第2条 後援等は次の区分によるものとする。

- (1) 後援 当該事業の企画及び実施に賛同し、推奨することが適当と認められるもの
- (2) 推薦 映画、演劇等の作品・内容について推奨することが適当と認められるもの

2 後援等は、その事業又は作品（以下「事業等」という。）に教育委員会の後援等である旨の表示又は賞の交付をして行うものとする。

### (申請)

第3条 教育委員会の後援等は、申請に基づいてこれを行うものとする。

2 後援等の申請をする者（以下「申請者」という。）は、後援等申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 主催者の組織に関する書類
- (2) 主催者の活動状況に関する書類
- (3) 事業内容に関する書類
- (4) 事業の収支予算に関する書類。ただし、事業が入場料・出品料等を徴収するものでない場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 前項の申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課等に提出するものとする。

- (1) 学校教育関係 教育委員会事務局学校教育課
- (2) 生涯学習関係 文化スポーツ部文化・生涯学習課
- (3) その他 教育委員会事務局教育総務課

### (基準)

第4条 教育委員会の後援等は、教育・文化・芸術・スポーツ等の振興に寄与し、市内で開催される事業であって、参加者又は対象者が主として春日井市民である次の各号のいずれかに該当する事業等とする。

- (1) 公共団体、公共的団体又はこれに準ずる団体が実施する事業等
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずる団体が実施する事業等

- (3) 教育委員会が支援している社会教育関係団体が実施する事業等
- (4) 前各号以外の団体、企業等が実施するもののうち、公益性があり、かつ、営利を目的としない事業等
- (5) その他教育委員会が特に適当と認める事業等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、又はその疑いがあると認められる場合には、後援等を行わないものとする

- (1) 宗教的若しくは政治的な意図又は目的があり、後援等を行うことにより教育委員会の中立性を損なうおそれがある場合
- (2) 営利的若しくは売名的な意図又は目的がある場合
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定又は少数の者のみを対象としている場合
- (5) 事業等への参加以外に、団体又は組織への加入等の勧誘目的がある場合
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなる場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、後援等を行うことを教育委員会が不適当と認める場合

(決定及び通知)

第5条 教育委員会は、後援等の申請に対する可否を決定したときは、その旨を後援等決定通知書（第2号様式）又は後援等不決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(内容変更)

第6条 申請者又は後援等の決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に書面により後援事業等変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

(実施報告)

第7条 決定者は、当該事業等が終了した後、速やかに後援事業等実施報告書（第5号様式）に関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(取消し等)

第8条 教育委員会は、後援等をすることを決定した後であっても、当該事業等について申請内容に偽り、又は第4条第2項に該当する事実があると認められた場合は、後援等の決定を取り消すことができる。

2 後援等をすることを決定した事業等が実施された後に、前項に規定する後援等を取り消すべき事由が判明した場合は、以後その決定者又はその事業等に対する後援等は、原則として行わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。